

浜松市立幼稚園、小・中学校及び浜松市立高等学校に
おけるインターネット運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立幼稚園、小・中学校及び浜松市立高等学校（以下、「学校」という。）におけるインターネットの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターネット運用の基本)

第2条 インターネットの運用は、情報活用能力を育成することにより、開かれた学校や特色ある学校づくりの推進、国際理解教育の推進、各教科や総合的な学習の時間の指導の充実その他の教育課題の解決を図ることを目的とする。

2 インターネットの運用に当たっては、個人情報の保護、安全性の確保、著作権の保護等に努めなければならない。

(インターネットの接続)

第3条 学校がインターネットに接続しようとする場合は、浜松市が学校に配備したコンピュータを接続することとし、事前に浜松市教育委員会の承認を得るものとする。

2 ただし、その他事情により学校が個別にインターネットに接続する場合は、浜松市教育委員会と協議の上接続することができるものとする。

(個人情報の保護)

第4条 インターネットを利用した教育活動を行う際には、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 児童、生徒、園児（以下、「児童等」という。）及びその保護者の本籍、住所、電話番号、

生年月日、性別、家族構成等個人が特定できる情報及び思想、信条その他不当な社会的差別の原因となる情報は、原則として取り扱わないこととする。

3 インターネットを利用して入手した個人情報についても、適正な利用に努め、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

4 学校の行事紹介、児童等の作品紹介、教育活動の成果の紹介など、教育効果を高めるために個人情報をインターネットを利用して発信する場合は、本人及び保護者の同意を得て発信するものとする。

5 同条4項における個人情報の発信は、インターネットの教育活用の目的を達成するために必要であると校長又は園長が認める場合に限るものとし、インターネットで発信する児童等の個人情報の取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 氏名 原則として氏を用いる。ただし、教育上必要がある場合は、通称又は氏名を使用することができる。

(2) 動画、写真 児童等の写真を使用する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮するものとする。

(3) 意見、考え、主張等 児童等の意見等については、個人が特定されることで不利益を被らないよう配慮するものとする。

(4) 作品 児童等の作品を使用する場合は、教育活動の過程において制作されたもの、各種研究会、発表会、展覧会等に応募したもの及び既刊の冊子等に掲載されたものに限るものとする。

6 児童等に関する個人情報について、本人又はその保護者から掲載の内容の訂正若しくは削除の要請があった場合又は閲覧者から掲載の内容について指摘を受けた場合は、速やかに浜松市教育委員会と協議をし、適切な措置を講じるものとする。

7 インターネットで使用された個人情報は、その目的が達成された時点で確実に破棄されなければならない。ホームページ等に記載された個人情報にあっては、所期の目的を達した後

は速やかに削除するものとする。

- 8 前7項に定めるもののほか、インターネットを利用して送受信した個人情報の取扱いについては、浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）の定めるところによる。

（安全性の確保）

第5条 インターネットを利用するにあたっては、個人情報及びデータの漏洩を防止するため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- （1） 統括責任者 教育ネットワーク全体の責任者は、浜松市学校教育部長とする。
- （2） 運用責任者 教育ネットワーク全体の運用に関する責任者は、浜松市学校教育部学校施設課長とする。
- （3） 運用管理者 浜松市教育ネットワーク内におけるインターネットの管理責任者（以下「運用管理者」という。）は、校長、園長及び所属長（学校教育部学校施設課長を除く。）とする。
- （4） 運用担当者 運用管理者はインターネットの適正な運用を図るため、校内にインターネット取扱い担当者（以下「運用担当者」という。）を置くことができる。
- （5） パスワード及びIDの管理 運用管理者は情報の漏洩を防止するため、パスワードやIDを責任を持って管理するものとする。児童等の個々のID、パスワードは運用管理者が発行し、必要な場合は定期的に更新を行うとともに卒業等で不要になったID、パスワードは速やかに削除することとする。
- （6） 事故発生時の対応 情報の漏洩等の事故が発生した場合は、直ちに浜松市教育委員会に報告し、原因が解明され、事故発生の防止策が講じられるまでは、インターネットの利用を一時停止する。また、利用目的に合わない使い方をした場合や本要綱に反した場合は、一定期間の利用を停止するものとする。

- (7) 利用状況の把握 定期的にインターネットの利用状況を把握し、常に適正な運用が図られるように努めるものとする。
- (8) 情報の保護 外部からの違法な侵入についても必要な手立てを講じ、情報の保護に努めるものとする。
- (9) 端末機器の管理 運用担当者は、学校内で使用されている教職員用及び事務用等端末機器を簡単に持ち出しできないように保管の方法を工夫し、また、使用する教職員が校外への持ち出しをしないように指導を徹底するものとする。
- (10) ウイルスへの対策 ウイルスの被害を防止するため、最新のウイルス定義ファイルによるウイルス検査ソフトウェアを常に稼働させ、かつ定期的に検査を実施するものとする。また、外部から持ち込んだデータの取り込みには細心の注意を払うものとする。

(著作権の保護)

第6条 第三者の文章、動画、写真、音楽、ソフトウェア等の著作物を複製、転載又は改変しようとする場合は、著作権法に基づき、必要に応じて著作権者の承諾を得なければならない。

2 児童等の作品をホームページ等へ掲載する場合は、著作権者である当該児童等に複製、展示等に係る許諾を事前に得なければならない。ただし、入園時、入学時、転入時若しくは年度初め等の機会において教育方針の一環として利用目的とともに利用する旨を包括的に説明してある場合はこの限りではない。

(違法及び有害情報への対応)

第7条 児童等の健全な発達に好ましくない違法及び有害な情報から児童等を守るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 学校において情報を発信するホームページは、浜松市教育委員会が許可したサーバに開設すること。
- (2) 法令及び公序良俗に反するもの、営利を目的とするもの、著作権を侵害するもの、第三者の権利を侵害するもの、第三者を誹謗中傷するもの、差別につながるものその他管理責任者が不相当と判断するものは、ホームページに掲載したり発信したりしないこと。
- (3) 児童等が違法及び有害な情報に接続できないようにフィルタリング技術の活用を図ること。

(私的なホームページの作成時における注意)

第 8 条 教職員、児童等は、個人又は私的組織としてホームページを開設する場合において、学校名、クラス名等を用いるときには、公的なホームページと誤解されるような表現方法を使用してはならない。この場合において、個人情報の保護に努めなければならない。

(児童等への指導)

第 9 条 インターネットを利用する場合は、次に掲げる手だてを講じ、児童等の情報モラルの育成を図るものとする。

- (1) 児童等がインターネットを利用する際は、必ず教員の指導のもとで行わせること。
- (2) 児童等がホームページ等に発信するデータについては、必ず教員の確認を得ること。
- (3) 日常の教育活動の中で、他人を中傷しないこと又は著作権、肖像権若しくは知的所有権に配慮することなど情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えさせ、情報化社会に適切に参加する態度を育てること。

(教職員の研修)

第10条 インターネットの利用方法については、学校では実践的な研究を進めるとともに、運用管理者が中心となり、次の掲げる事項について教職員に対する研修を充実させること。

- (1) インターネットを活用した授業実践に関すること。
- (2) 情報モラルの育成に関すること。
- (3) 個人情報や著作権の保護に関すること。
- (4) 安全性の確保に関すること。

(保護者への啓発)

第11条 インターネットの効果及び予想される危険性について、学校では懇談会や広報などを活用して保護者への啓発活動に努めるものとする。

(インターネットの利用状況)

第12条 浜松市教育委員会は、インターネットの利用状況について、必要に応じて運用管理者に報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱の執行に関し必要な事項のうち、この要綱に規定のないものについては、統括責任者との協議によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 浜松市立幼稚園、小・中学校及び浜松市立高等学校におけるインターネット運用に関する要綱(平成11年9月8日施行)は廃止する。